

## 1. (1) 平成 29 年度業務実績評価結果

独立行政法人の業務実績の評価については、独法通則法の改正(平成 27 年 4 月)により、従前の各府省に設置された独立行政法人評価制度委員会による評価から、主務大臣による評価に変更された。

当機構では、6 月に「平成 29 年度業務実績等報告書」を作成し、自己評価を行った上で国土交通大臣あて提出したところ、10 月に評価結果の通知を受けた。

### ○「項目別評定」※：鉄道助成業務は「B」の評価

(機構全体では、全 26 の評価項目のうち、「A」2 項目、「B」23 項目、「C」1 項目の評価)

(理由：平成 29 年度の目標である勘定間繰入・繰戻及び補助金交付業務については、全ての受払いについて、国の補助金受入から給付まで 7 業務日以内、支払請求から支払まで 30 日以内に実施しており、適正に執行している。

また、「鉄道助成業務の審査等に関する第三者委員会」を 2 回開催し、改善意見を業務運営に反映させているほか、職員職員研修を 14 回開催するとともに、助成活動の理解促進、助成対象事業の効果的な実施のための情報提供や法令遵守の周知による補助金の不正受給・不正使用の防止の徹底を図っている。(途中略)以上のことを踏まえ、中期目標における所期の目標を達成しているとして「B」としたもの。)

※独法が策定した中期計画の達成に向け、中期計画に定める各項目別の業務活動について、当該年度における中期計画の所期の目標の達成レベルを 5 段階の評語を付すことにより行うもの

#### <参考> 評価区分

S	法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。
A	法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の 120%以上とする)。
<b>B</b>	<b>中期計画における所期の目標を達成していると認められる</b> (定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の 100%以上 120%未満)。
C	中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の 80%以上 100%未満)。
D	中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の 80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。

(注)平成 25 年度以前は、SS・S・A・B・C の 5 段階

### ○「総合評定」※：機構全体として「B」の評価

(理由：項目別評価は一部に A 評定や C 評定があるものの、全般的には B 評定が大多数を占めており、また全体の評定を引き下げる事象もなかったため、国土交通省等の評価基準に基づき B とした。)

※独法の業務全般について、記述による全体評定を行うとともに項目別評定を基礎とし、政策上の要請等、全体評定に与える事象等を加味した上で、5 段階の評語を付すことにより行うもの

## (2) 第3期中期目標期間評価結果

独立行政法人の業務実績の評価については、独法通則法の改正(平成27年4月)により、従前の各府省に設置された独立行政法人評価制度委員会による評価から、主務大臣による評価に変更された。

当機構では、6月に「第3期中期目標期間業務実績報告書」(平成25年度から平成29年度まで)を作成し、自己評価を行った上で国土交通大臣あて提出したところ、10月に評価結果の通知を受けた。

○「項目別評定」※：鉄道助成業務は「B」の評価

(機構全体では、全27の評価項目のうち、「A」1項目、「B」26項目の評価)

(理由：見込み評価時から引き続き計画に沿った着実な実施は行われていることから中期目標における初期の目標を達成していると認められ、B評定とした。)

※独法が策定した中期計画の達成に向け、中期計画に定める各項目別の業務活動について、当該年度における中期計画の所期の目標の達成レベルを5段階の評語を付すことにより行うもの

<参考> 評価区分

S	法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。
A	法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の120%以上とする)。
<b>B</b>	<u>中期計画における所期の目標を達成していると認められる</u> (定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の100%以上120%未満)。
C	中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%以上100%未満)。
D	中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。

(注)平成25年度以前は、SS・S・A・B・Cの5段階

○「総合評定」※：「B」：全体として概ね中期目標における所要の目標を達成しているものと認められる。

(理由：見込み評価時と比して、項目別評定を一部下げたものがあるが、全般的にはB評定が大多数を占めており、また全体の評定を引き下げる事象もなかったことから、評価基準に基づきBとした。)

※独法の業務全般について、記述による全体評定を行うとともに項目別評定を基礎とし、政策上の要請等、全体評定に与える事象等を加味した上で、5段階の評語を付すことにより行うもの

## (3)平成31年度予算概算要求(鉄道助成関係)

(単位:千円)

事 項	平成30年度	平成31年度			対前年度	
	当初予算額 (A)	要求額合計 (D=B+C)	鉄道助成業務 関係費(B)	建設勘定 繰入(C)	増減額 (=D-A)	比 率 (=D/A)
1. 整備新幹線建設助成事業	77,950,000	77,350,000	0	77,350,000	△ 600,000	99.2%
(1)整備新幹線整備事業費補助	75,450,000	75,450,000	0	75,450,000	0	100.0%
(2)整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金	2,500,000	1,900,000	0	1,900,000	△ 600,000	76.0%
2. 主要幹線鉄道等整備助成事業	451,000	585,000の内数	585,000の内数	0	—	—
(1)新線調査費等補助金(新線等調査)	40,000	0	0	0	△40,000	皆減
(2)幹線鉄道等活性化事業費補助(形成計画事業)	411,000	585,000の内数	585,000の内数	0	—	—
3. 都市鉄道整備助成事業	19,326,000	23,065,000 +585,000の内数	11,445,000 +585,000の内数	11,620,000	—	—
(1)都市鉄道利便増進事業費補助	11,568,000	11,568,000	0	11,568,000	0	100.0%
(2)都市鉄道整備事業費補助	4,557,000	8,741,000	8,741,000	0	4,184,000	191.8%
(3)幹線鉄道等活性化事業費補助(旅客線化)	875,000	585,000の内数	585,000の内数	0	—	—
(4)鉄道駅総合改善事業費補助	2,253,000	2,704,000	2,704,000	0	451,000	120.0%
(5)譲渡線建設費等利子補給金	73,000	52,000	0	52,000	△ 21,000	71.2%
4. 鉄道技術開発推進助成事業	290,000	167,000	167,000	0	△ 123,000	57.6%
(1)鉄道技術開発費補助金	290,000	167,000	167,000	0	△ 123,000	57.6%
5. 安全・防災対策助成事業	1,030,000 +3,982,000の内数	1,236,000 +6,320,000の内数	7,556,000の内数	1,236,000の内数	—	—
(1)鉄道防災事業費補助	1,030,000	1,236,000	1,236,000の内数	1,236,000の内数	—	—
(2)鉄道施設総合安全対策事業費補助(踏切)	3,982,000の内数	6,320,000の内数	6,320,000の内数	0	—	—
合 計 (1. ~5.)	99,047,000 +3,983,000の内数	101,818,000 +6,905,000の内数	11,612,000 8,141,000の内数	88,970,000 +1,236,000の内数	—	—

※ 国土交通省鉄道局平成31年度概算要求資料を基に作成。